(一関市学習交流館条例の一部改正)

改正前									改正後					
別表(第 10 条関係)									別表(第10条関係)					
利用区分			単位	: [使用料			利用区分			単位	使用料		
					基本使用料	暖房料						基本使用料	暖房料	
研修室			1	寺	400 円	100 円		研修室			1 時	400 円	80 円	
和室			間		200 円	50 円		和室			間	200 円	40 円	
多目	専用	高校生	1	寺	100 円	_		多目	専用	高校生	1 時	200 円		
的ホ		以下	間					的ホ		以下	間			
ール		一般			200 円			ール		一般		400 円		
	個人	高校生	1回		50 円				個人	高校生	1回	50 円		
		以下								以下				
		一般			100 円					一般		100 円		
[略]								[略]						
備考	備考 改正部分は、下線の部分である。													